

分科会及び部会の活動状況について

○ 生活衛生適正化分科会	P 1
○ 予防接種・ワクチン分科会	P 2
○ 感染症部会	P 3
○ 結核部会	P 5
○ 科学技術部会	P 6
○ 疾病対策部会	P 7
○ 地域保健健康増進栄養部会	P 8
○ がん登録部会	P 9
○ 生活環境水道部会	P10
○ 健康危機管理部会	P11
○ 再生医療等評価部会	P12

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

平成13年1月6日設置

2. 主な活動状況

平成14年2月に第1回が開催され、以降、現在まで計27回開催されている。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定により、厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができるとされており、毎年度、業種を指定し振興指針の改正について審議を行っている。

（平成26～28年度）

第25回生活衛生適正化分科会（平成28年1月14日開催）

- 食肉販売業、氷雪販売業の振興指針の改正について審議

第26回 生活衛生適正化分科会（平成28年11月10日開催）

- 飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の経営実態について審議

第27回 生活衛生適正化分科会（平成29年1月13日開催）

- 飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改正について審議

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。
- 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

平成25年4月1日設置

2. 主な活動状況

本分科会は、厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）第5条に基づき、予防接種施策全般について、中長期的な課題設定の下、科学的な知見に基づき、総合的・継続的に評価・検討を行い、厚生労働大臣に提言する機能を有する分科会として、平成25年4月に設置した。

平成27年2月から平成29年1月末にかけては5回開催し、予防接種及びワクチンに関する調査審議を行い、主に「B型肝炎ワクチンの定期接種化」を了承した。

（1）予防接種基本方針部会

本分科会の下に、予防接種及びワクチンに関する重要事項の調査審議等を行うため、平成25年4月設置。

平成27年2月から平成29年1月末にかけては5回開催し、主に「予防接種に関する基本的な計画」において、PDCAサイクルによる定期的な検証を行った。

（2）研究開発及び生産・流通部会

本分科会の下に、ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項の調査審議等を行うため、平成25年4月設置。

平成27年2月から平成29年1月末にかけて4回開催し、開発優先度の高いワクチン等の開発状況に関する報告及びワクチンの安定的な供給体制確保のための備蓄プログラム整備事業の補助要件等に係る審議等を行った。

（3）副反応検討部会

本分科会の下に、予防接種による副反応に関する重要事項の調査審議等を行うため、平成25年4月設置。

平成27年2月から平成29年1月末にかけて11回開催し、予防接種後の副反応報告に関する調査審議等を行った。

厚生科学審議会感染症部会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

平成25年4月1日設置

2. 主な活動状況

平成25年4月1日に感染症分科会が廃止されたことに伴い、厚生科学審議会の直下の部会となった。

平成27年2月以降これまでに11回開催し、主に、新たな感染症の四類感染症への追加や感染症に関する情報の収集体制の強化のための感染症法改正に伴う省令の見直し、新型インフルエンザ対策におけるプレパンデミックワクチン及び抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針、被害想定調査手法について審議を行った。抗インフルエンザウイルス薬については、新たな備蓄方針の考え方をとりまとめ、新型インフルエンザ等対策有識者会議（内閣官房）へ報告した。

また、以下の小委員会を設置した。

（1）新型インフルエンザ対策に関する小委員会

平成27年4月2日、新型インフルエンザに関する重要事項について調査審議するために設置。平成27年4月21日、小委員会の下に3つの作業班（公衆衛生対策作業班、ワクチン作業班、医療・医薬品作業班）を設置。これまでに小委員会を6回、作業班を11回（公衆衛生対策作業班1回、ワクチン作業班3回、医療・医薬品作業班7回）開催しており、新型インフルエンザ対策におけるプレパンデミックワクチン及び抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、被害想定調査手法について審議を行い、感染症部会へ報告した。

（2）エイズ・性感染症に関する小委員会

平成28年10月1日、エイズ・性感染症に関する重要事項について調査審議するために設置。これまでに3回開催しており、後天性免疫不全症候群および性感染症に関する特定感染症予防指針の改定について審議を行っている。

(3) 薬剤耐性（AMR）に関する小委員会

平成28年6月10日、AMR対策の専門的・技術的事項を検討するために小委員会を設置。平成28年12月5日、小委員会の下に微生物薬適正使用（AMS）等に関する作業部会を設置。これまで小委員会を1回、作業部会を2回開催しており、抗菌薬適正使用の手引き作成等について審議を行っている。

厚生科学審議会結核部会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。

平成25年4月1日設置

2. 主な活動状況

平成25年4月1日に感染症分科会が廃止されたことに伴い、厚生科学審議会の直下の部会となった。

平成27年2月以降は、これまでに4回開催しており、主に「結核に関する特定感染症予防指針」の改正について調査審議を行った。具体的には、結核に係る定期の健康診断の在り方や、患者数に見合った医療提供体制の確保など、低まん延国化の目標（平成32年までに人口10万人対り患率10以下）に向けて体制を検討することや患者の生活環境に合わせた患者中心のDOTSを推進すること、結核菌のサーベイランスを推進すること等について議論を行った。

厚生科学審議会科学技術部会

1. 所掌事務

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日設置。

2. 主な活動状況

平成27年2月以降これまでに10回（設置以降、計98回）開催し、科学技術の進展を踏まえ、厚生労働省の科学研究開発の総括的事項や各種指針の策定及び評価方法等など、科学技術政策の重要事項に関する審議を行っている。

このほか、厚生労働科学研究費補助金の成果や研究事業の評価を総括的に実施し、毎年度の同研究費の概算要求等に反映させるほか、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成14年8月）」に基づき、研究開発機関が実施した機関評価及びその対応方針について確認を行っている。

(1) 厚生労働行政の推進に資する研究に関する委員会

厚生労働行政の施策の推進に資する研究について、研究の現状、行政施策上の重要事項、今後のあるべき方向性等について検討するため、平成26年10月に設置され、「厚生労働行政の推進に資する研究に関する委員会」の報告書を平成27年6月にとりまとめた。

(2) 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会

平成27年9月に個人情報の保護に関する法律の改正が行われたことから、それを踏まえ、医学研究における遺伝情報を含む個人情報の適切な取扱いを確保するための必要な指針の見直し等に関する検討を行うため平成28年4月に設置され、平成28年12月に「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の改正案をとりまとめた。

厚生科学審議会疾病対策部会

1. 所掌事務

特定の疾病（難病等）の疾病対策及び移植医療対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日設置。

2. 主な活動状況

平成27年2月以降3回（設置以降、計9回）開催し、難病対策委員会が取りまとめた「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針(案)」や、指定難病検討委員会が取りまとめた「指定難病に係る検討結果について」を了承した。

（参考）過去3回の会議で了承した内容

- ・平成27年5月1日：指定難病について、新たに196疾病（計306疾病）を追加すること
- ・平成27年8月20日：「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針(案)」
- ・平成29年1月18日：指定難病について、新たに24疾病（計330疾病）を追加すること

（1）難病対策委員会

平成27年2月以降計11回（設置以降、計46回）開催し、「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針(案)」や「難病の医療提供体制の在り方について（報告書）」を取りまとめた。

（2）指定難病検討委員会

平成27年2月以降計13回（設置以降、計18回）開催し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の検討を行い、新たに指定難病として、第2次実施分196疾病を、第3次実施分24疾病を追加すべきと取りまとめ、疾病対策部会への報告を行った。（第2次実施分は平成27年7月1日より医療費助成を実施。第3次実施分は平成29年4月1日より医療費助成を実施予定。）

（3）臓器移植委員会

平成27年2月以降これまでに3回（設置以降、計45回）開催し、心臓、腎臓、肝臓の移植希望者（レシピエント）選択基準の変更について議論を行った。

（4）造血幹細胞移植委員会

平成27年2月以降これまでに2回（設置以降、計47回）開催し、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」施行後の課題及び研究目的での臍帯血の利用・提供基準について、検討を行い、研究利用の際に臍帯血の提供が円滑に実施できるよう「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」の一部を改正した。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

1. 所掌事務

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日設置。

2. 主な活動状況

平成27年2月以降これまでに2回（設置以降、計40回）開催し、平成27年9月に開催した第39回では、「健康診査等専門委員会」の設置について、平成28年12月に開催した第40回では、「健康日本21（第二次）の中間評価の進め方」等について審議を行うとともに、関連分野の動向について報告を行った。

(1) たばこの健康影響評価専門委員会

平成25年4月に設置され、これまでに7回開催し、電子たばこの健康影響評価、受動喫煙の健康影響評価に関するエビデンス、未成年者に対するたばこの健康影響等について検討を行っている。

(2) 健康日本21（第二次）推進専門委員会

平成26年6月に設置され、これまでに6回開催し、健康日本21（第二次）における各目標項目の進捗状況について検討を行っている。

(3) 健康診査等専門委員会

平成27年11月に設置され、これまでに3回開催し、健康診査等の満たすべき要件、健康診査等に伴う情報提供、保健指導、受診勧奨の考え方等について検討を行っている。

厚生科学審議会がん登録部会

1. 所掌事務

平成25年12月に成立した「がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）。以下、「法」という。」に基づく政省令、指針や、がん登録等の推進のために必要な事項について調査審議するため、平成26年6月4日設置。

2. 主な活動状況

平成27年2月以降は、3回開催し、全国がん登録届出マニュアル、全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアルや、院内がん登録の実施に係る指針について審議を行った。

○ 平成27年2月以降の議題

- 第5回がん登録部会（平成27年2月13日）
 - （1）全国がん登録におけるマニュアルについて
 - （2）同意代替措置に係る指針について
 - （3）その他

- 第6回がん登録部会（平成27年10月16日）
 - （1）全国がん登録におけるマニュアル等について
 - （2）その他

- 第7回がん登録部会（平成27年10月16日）
 - （1）院内がん登録の実施に係る指針（案）について
 - （2）同意代替措置に係る指針（案）について

厚生科学審議会生活環境水道部会

1. 所掌事務

建築物衛生その他生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日設置。

2. 主な活動状況

毎年度1～2回程度開催しており、今年度は、平成29年1月31日に第18回部会を開催し、農薬の目標値等の改正について審議を行った。また、水道の基盤の強化を図るための具体策についてとりまとめられた「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」の報告書及び今通常国会への水道法改正法案の提出を目指すことについて報告された。

○ 水道事業の維持・向上に関する専門委員会

平成28年2月に新たに設置され、同年3月から11月まで計9回開催し、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るための法制的な対応を含む具体策について議論を行い、同年11月に報告書を取りまとめた。

厚生科学審議会健康危機管理部会

1. 所掌事務

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること（但し、他の分科会・部会に所掌に属するものを除く。）について調査審議することを所掌事務として、平成17年2月2日設置。

2. 主な活動状況

テロを含む国民の生命、安全を脅かす事態である健康危機の発生時に、緊急の対応について専門的な助言を得るための部会であり、具体的な健康危機の発生が無い場合においても、定期的に年に1回程度、定例部会を開催している。

平成27年2月以降これまでに2回（設置以降、計9回）開催し、健康危機管理に関わる事項について議論した。

（平成26年度）

第8回 健康危機管理部会（平成27年3月4日）

- （1）部会長選出及び部会長代理の指名について
- （2）健康危機管理調整会議の開催報告について
- （3）国際保健規則（IHR2005）に基づく活動について
- （4）世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）について
- （5）化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業について

（平成27年度）

第9回 健康危機管理部会（平成28年3月14日）

- （1）健康危機管理調整会議の開催報告について
- （2）国際保健規則（IHR2005）に基づく活動について
- （3）世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）について
- （4）国立感染症研究所村山庁舎内施設の感染症法に基づく大臣指定について
- （5）伊勢志摩サミットに向けた厚生労働省の取組について

厚生科学審議会再生医療等評価部会

1. 所掌事務

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）に規定する再生医療等技術の範囲、再生医療等技術のリスク分類及び再生医療等提供基準について、最新の知見を取り入れつつ、検討を行うとともに、第一種再生医療等の再生医療等提供基準への適合性の確認や再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の情報の評価分析を行うことを所掌事務として、平成26年6月4日設置。

2. 主な活動状況

医療機関から提出された第一種再生医療等提供計画について、再生医療等提供基準への適合性の確認を行っており、平成27年3月に第1回目の部会が開催されて以降、これまでに17回開催し、31件の提供計画（新規20件、変更11件）について審議を行った。

（1）遺伝子治療臨床研究に関する審査委員会

遺伝子治療等臨床研究の申請について遺伝子治療等臨床研究に関する指針の適合性及び使用されるウイルスベクター等の遺伝子組み換え生物に関して「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）」に基づき、生物多様性影響の防止の観点から問題が生じないか評価を行うために平成27年3月4日設置。

平成27年3月以降これまでに実施施設から、9件の申請（新規性のない研究申請5件、重大な研究計画変更申請4件）、30件の報告を受け、審査・検討を行った。